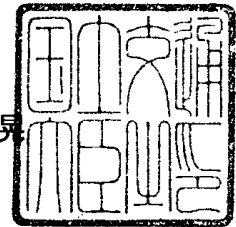




国総観企第7号
平成16年4月20日

交通政策審議会
会長 奥田 碩 殿

国土交通大臣 石原 伸 昇



交通政策審議会に対する諮問について

観光基本法第5条第2項に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第28号】

「平成16年度において講じようとする観光政策」(案)

【諮問理由】

観光基本法(昭和38年法律第107号)第5条第2項において政府は、毎年、交通政策審議会の意見を聴いて、観光の状況及び政府が観光に関して講じた施策に関する報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする政策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならないとされていることから、上記について同審議会の意見を聴く必要がある。